



# 高齢者の相談窓口

## 地域包括支援センター

**【相談時間】** 平日 午前8時30分～午後5時15分

高齢者のみなさんの身近な相談窓口です。みなさんがいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、介護福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支援します。健康や生活、認知症に関することから近隣に暮らす高齢者に関する相談も受け付けています。通報・相談者に関する情報の秘密は守られますので、安心して相談してください。

### ■下館・竹島・養蚕・中（中館）地区

#### 地域包括支援センターなかだて

（中館 266-2） ☎ 38 - 0680

### ■伊讚・川島・五所・中（中館除く）・河間地区

#### 地域包括支援センターしらとり

（上平塚 743-5） ☎ 45 - 7616

### ■大田・嘉田生崎地区

#### 地域包括支援センターえがお

（二木成 1669-1） ☎ 45 - 6882

### ■関城・明野・協和地区

#### 地域包括支援センターまごころ

- ・関城窓口（藤ヶ谷 733-4）  
☎ 49 - 9888（直通）
- ・明野窓口（新井新田 41-2）  
☎ 52 - 8552（直通）
- ・協和窓口（久地楽 237-7）  
☎ 57 - 3668（直通）

## 救急医療情報キット

**【内容】** かかりつけ医や持病などの医療情報、緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の緊急時に備える

- 【対象】**
- ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者
  - ② 65歳以上の高齢者のみの世帯で病弱などの理由により配付を希望する人
  - ③ 障がい、病弱などの理由により配付を希望する人

## 愛の定期便

**【内容】** 乳酸飲料を1週間に2回（各1本）手渡しで配達し、安否確認を実施

**【対象】** おおむね75歳以上の安否確認が必要なひとり暮らし高齢者で、家に閉じこもりがちな人

## おかえりマークの交付

**【内容】** 行方不明となった場合に早期発見し、ご家族に迅速に連絡するため、靴や衣服などに貼れるおかえりマークを配付

**【対象】** 認知症などによりはいかい行動が見られる人、又ははいかいのおそれのある人

## 介護マークの交付

**【内容】** 介護する人が周りから介護中であることを知ってもらいたいときに使う「介護マーク」（ケースに入れたカード）を配付

**【対象】** 市内在住の認知症高齢者や障がい者などを介護している介護者で希望する人



## 紙おむつの支給（現物支給）

**【内容】** 1か月あたりテープ型30枚を基準として、1回に2か月分（偶数月）の紙おむつを支給

**【対象】** おおむね65歳以上の市民税非課税の在宅高齢者で、要介護3以上の認定を受けていて、紙おむつを使用している人

## 高齢者配食サービス

**【内容】** 栄養バランスのとれた食事を手渡しで提供するとともに安否確認を行い、健康で安心した自立生活を送れるよう支援

**【対象】** おおむね65歳以上の心身の障がいや傷病などにより調理が困難で、見守りが必要な次のいずれかに該当する人

- ① ひとり暮らしの人
- ② 高齢者のみの世帯の人

**【回数】** 1日1食（昼食又は夕食）月～土曜日のうち週5日まで

**【助成額】** 1食300円



## 高齢者日常生活用具の給付

**【内容】** 要件を満たす人に日常生活用具を給付し、安心した在宅生活を支援 ※給付限度額を超えた額は、自己負担となります。

**【対象】** ① 電磁調理器及び調理器具：おおむね65歳以上のひとり暮らしで、心身機能の低下により防火などの配慮が必要な人

② シルバーカー：おおむね75歳以上で、歩行の際につえなどを常時必要とする人

**【給付限度額】** 電磁調理器及び調理器具 12,000円  
シルバーカー 5,000円

## 要介護高齢者等介護慰労金の支給

**【内容】** 介護保険サービスを全く利用せずに、要介護4又は5の者を在宅で介護している家族に慰労金を支給

**【慰労金】** 100,000円/年

**【申請期間】** 8月2日（月）～13日（金）

**【対象】** 65歳以上の要介護4又は5の認定を受けている者を在宅で介護している市民税非課税世帯の人

※ただし、基準日（7月31日）以前の1年間に介護保険サービスを利用した場合は除く

# 高齢者在宅福祉サービス

高齢者が日常生活で支援が必要になった場合でも、安心して生活し続けられるよう在宅福祉サービスや相談支援の充実を図るとともに、家族介護者の支援を行っています。ぜひご利用ください。

■申請方法は事前に問い合わせてください。

**【申】【問】** 高齢福祉課（本庁2階） ☎ 22-0526

## 緊急通報システム

**【内容】** 突発的な災害、急病、事故などの緊急事態に対処するために、緊急通報装置を貸与

**【対象】** ① おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者で、病弱などの理由で装置を必要とする人

② おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、要介護（要支援）認定を受けていて、装置を必要とする人

③ 高齢者のみの世帯で、いずれか1人が要介護4又は5の認定を受けていて、装置を必要とする人



## はいかい高齢者家族支援サービス

**【内容】** はいかい行動の見られる高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機（GPS）を貸出し、位置情報などをお知らせすることで、はいかい高齢者の保護を支援

**【費用】** 基本料金・位置検索料金・現場急行料金・バッテリー交換料など

**【対象】** はいかい行動の見られるおおむね65歳以上の高齢者を在宅で介護する人

## いばらきシニアカード

**【内容】** 協賛店でお得なサービスを受けられるいばらきシニアカードを配付

**【対象】** 県内在住の65歳以上の人

## 自宅でできるシルバーリハビリ体操教室

シルバーリハビリ体操を「ちくせいムービーちゃんねる」で公開しています。いつでもどこでもご覧になりますので、ぜひお子さんやお孫さんと挑戦してみてください。



ホームページからもご覧いただけます。

